

2025 年度 事業計画書

一般社団法人 さんらいず

1. 事業活動方針

児童発達支援・放課後等デイサービスの提供にあたり、利用者等の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な支援を行い、地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、児童福祉法に基づき、利用者一人一人の発達を促すよう援助していく。

2. 事業内容、行事等

(1) 児童発達支援事業

- ① 日常生活における基本的動作の指導
- ② 日常生活における知識技能習得の指導

(2) 放課後等デイサービス事業

- ① 生活能力向上のための指導
- ② 社会参加の機会の提供

(3) 共通

- ① 家族の相談と仲間づくりの支援
- ② 関係機関との連携や、情報提供、相談活動
- ③ 健康管理
- ④ コミュニケーション技能の習得

(4) 行事

月	行事内容	月	行事内容
4月	入学進級を祝う会	10月	ハロウィン
5月	避難訓練①	11月	収穫祭
6月	いちご狩り 避難訓練②	12月	クリスマス会
7月	七夕会 避難訓練③	1月	初詣 お正月の遊び
8月	ドライブ(岩沼方面) 買い物学習	2月	豆まき会
9月	お月見会 運動会 ミニ運動会	3月	ひなまつり お楽しみ会 お出掛け

3. 療育方針

(1) 児童発達支援事業

- ・ 基本的運動機能・体力を養う。(感覚・運動・模倣・制作遊びなど)
- ・ 音楽療法なども取り入れながら「できた」「やってみたい」が得られる活動。
- ・ 集団生活適応の訓練。(他者を意識したルールを取り入れた遊びなど)

(2) 放課後等デイサービス

- ・ 集団での役割を担う。
- ・ 余暇時間の過ごし方を身につける。
- ・ 様々な体験を提供することで、活動の範囲を広げる。
- ・ 自己表現の方法を身につける。
- ・ 自分の気持ちの伝達の仕方や欲求の発散方法を見つける。

(3) 家族に対して

- ・ 個別相談による悩み、状況などの把握と助言などを行いながら共通理解をはかる。
- ・ 毎月さんらいず通信を発行し、児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業で実施していることを発信し理解や協力を図っていく。

4. 指導方法

(1) 児童発達支援事業

- ・ 個々の特性に応じた遊びや活動を個別に計画し実施する。
- ・ 音楽や運動、知育活動などを通じて、五感を意識して使う感覚を身につける。

(2) 放課後等デイサービス事業

- ・ 集団における過ごし方を身につけられるよう、様々な機会を通して支援し、お手伝い・係活動などを行うことで、集団における役割を担う機会を作る。
- ・ 様々な資源を活用できる機会を作り、余暇の充実が図れるよう支援する。
- ・ 得意な分野の内容を広げる遊びや活動を見つけ提供する事で、自信を持って楽しく過ごせるよう支援する。

5. 事業運営管理

(1) 職員

職種	施設長兼児童発達支援管理責任者	副施設長兼児童指導員	児童指導員	保育士	看護師	事務職	合計
職員数(人)	1	1	3(※2名)	1	2(1名)	1	9

※児童指導員2名、看護師1名、事務職は、非常勤

(2) 衛生管理

登所時の健康観察、検温等による健康チェックを実施し、疾病の早期発見に努める。
 疾病が心配される利用者に対しては、保護者・関係機関と連携していく。
 また、うがい、手洗い、手指消毒、施設内消毒などを励行し感染防止に努める。

(3) 児童発達支援事業・放課後等デイサービス事業自己評価の実施

年に1度事業者自己評価・保護者評価を実施し、改善点を検討していく。

(4) 安全計画

安全計画に基づき施設内全体、施設周辺、備品確認点検、遊具の安全確認、車両の点検等を実施していく。また、定期的に実施し自然災害、火災、不審者対応などの避難訓練を実施していく。

(5) 職員研修

職員の資質・援助技術や専門技術、支援に対する意識の向上を図るため、オンライン研修、各種研修会等への参加を奨励する。また資格取得について奨励し支援する。

(6) 自然災害発生時における業務継続計画（BCP）

地震等の自然災害発生時については、業務継続計画に基づき対応訓練等を実施していく。

(7) 新型コロナ感染症発生時における業務継続計画（BCP）

感染症発生時においては、感染症業務継続計画に基づき平時から円滑に対応ができるように職員間で共有していく。

(8) 虐待防止・身体拘束適正化委員会

虐待防止・身体拘束適正化委員会を年に1回以上開催して、虐待・身体拘束に対する職員の認識を高めていく。

6. 契約状況

3 歳	4 歳	5 歳	6 歳	7 歳	8 歳	9 歳	10 歳	11 歳	12 歳	13 歳	14 歳	15 歳	16 歳	17 歳	18 歳	合計
	1	2	2	3	4	4	6		2			1				25

2025年4月30日現在

7. 相談支援事業所との連携

相談支援事業所と連携を図りながら、地域の状況の把握と協力しながら障がい児者の支援につなげていく。

8. 福祉・介護職員等処遇改善計画書の提出（加算Ⅲ）

今後も継続して福祉・介護職員等処遇改善加算申請（令和7年度）を行い、今後も職員の賃金アップにつなげるようにしていく。また、令和7年度人材確保・職場環境改善等事業補助金も申請する。

9. 活動拠点整備について

令和6年4月1日より活動拠点を山元町高瀬字合戦原113-37に活動拠点を移転した。
敷地内に凸凹や銀杏の枝が伸び駐車スペース等の妨げとなっているため、宮城県NPO班と連絡調整を行い整備するように進めていく。